



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

外国人介護人材の 育成を支援します！

外国人介護人材の育成にかかる費用
の一部を助成する補助金です。



補助対象者

1. 法人格を有していること
2. 姫路市内で介護サービス事業所を運営していること
3. 申請時点で入国後1年以内の外国人介護人材を受け入れていること
・ 特定技能の在留資格（介護分野） ・ 技能実習生（介護職種）
・ EPA介護福祉士候補者 のいずれかに該当する外国人介護人材が対象です。
4. 他の外国人介護人材育成関係の機関等から補助を受けていないこと



補助対象経費

入国後1年以内の外国人介護人材の育成経費が対象です！

1. 外国人介護人材をサポートする職員に支給している手当
2. 外国人介護人材に日本語学習を受けさせるための研修等受講料
3. 外国人介護人材の住居の賃料及びその住居でのインターネット整備費用



補助金額

対象1人につき
要した経費の

1/2

上限

10万円

※100円未満の端数は切り捨てとなります。

※1事業所につき、同年度内で2人分まで申請できます。

申請期間

2026年 9月28日(月)

～

2027年 2月26日(金)

予算がなくなり次第、終了です！

お問い合わせ先

姫路市役所介護保険課

姫路市安田四丁目1番地(本庁舎2階)

TEL 079-221-2923

(平日/9:00～17:00) 祝休日・年末年始を除く

詳しくは市ホームページを
ご覧ください。

